浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成 20 年 10 月 31 日

本日、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に保安規定(※2)の変更認可申請を行いました。 今後、国による審査を受けます。

【申請の概要】

- 1. 保守管理活動の充実を求めた実用炉規則(※3)改正に伴う変更 実用炉規則の改正を受け、「保全活動の重要度の明確化」、「保全・保守管理活動の有効 性評価」、「運転期間(13ヶ月)の記載」等を反映しました。
- 2. MOX新燃料の発電所内への搬入に伴う変更 発電所内へMOX燃料を搬入する際の、運搬、保管および収納についての記載を追加しました。
- 3. 放射性廃棄物管理の見直しに伴う変更 使用済み制御棒等の貯蔵責任者を変更しました。
- 4.5号機における制御棒と制御棒駆動機構の結合確認に係わる変更 原子力安全・保安院の指示(※4)を踏まえ、5号機の制御棒と制御棒駆動機構の取り付け 後の結合確認の実施について規定しました。
- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
- ※3 実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて定められた規則です。
- ※4 原子力安全・保安院の指示(平成20年9月12日付け)とは、定期検査中の東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機(改良型沸騰水型軽水炉)において、1本の制御棒駆動機構と制御棒の連結不良が確認された事象を受け、同型炉を設置する原子炉設置者に対し、制御棒結合作業の確実性向上、保安活動の管理の改善等の対策を求めたものです。

以上